

市有財産(不動産)を公売します

市が保有する不動産について、次のとおり公売します。だれでも簡単に参加できますので、お気軽に問い合わせください。

公売する不動産

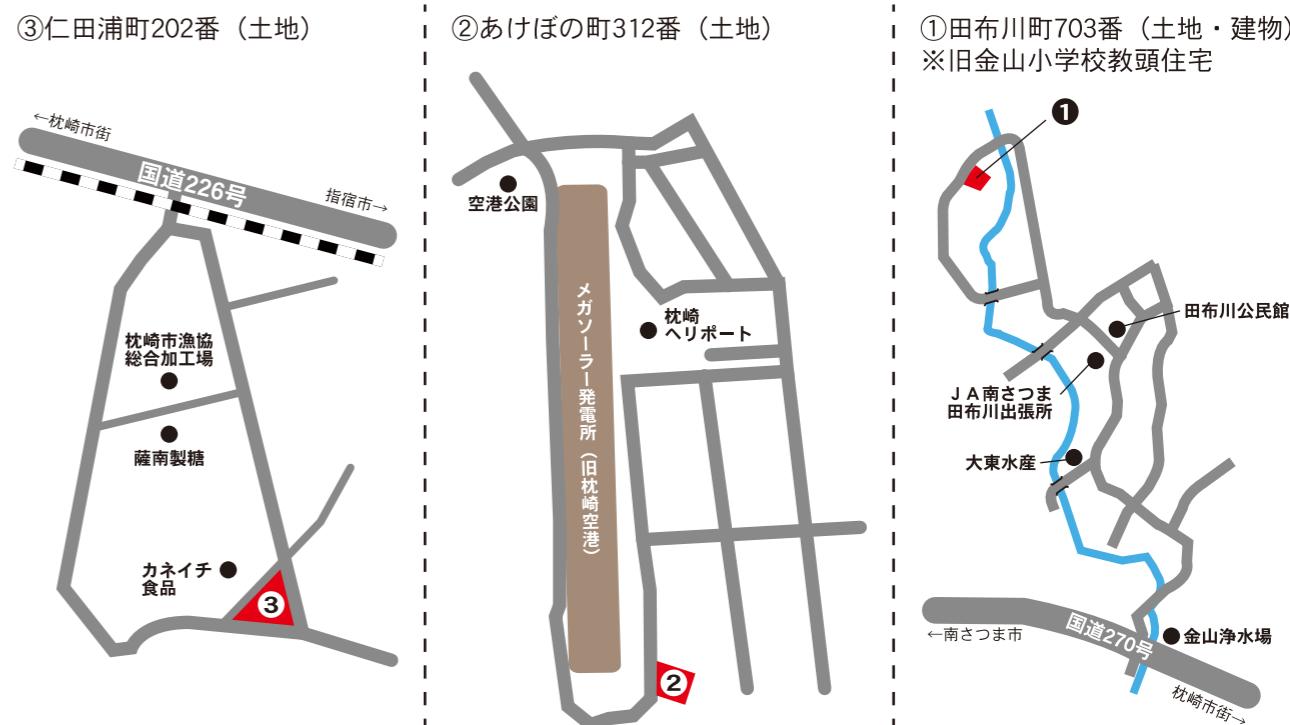
①田布川町703番	宅地 265・93m ²
建物(昭和58年3月建設)	住宅＝コンクリートブロック ク造陸屋根平家建 69m ²
②あけぼの町312番	平家建 15m ²
③仁田浦町202番1	倉庫＝木造スレートぶき 雜種地 390m ²
	雜種地 1663m ²

▲①田布川町703番の建物

※上記物件は現状渡しとし、地下埋設物調査、地盤調査及び耐震調査は行っています。
※①の建物には消費税がかかります。
※①の建物は、土地・建物一括公売とします。

公売方法ほか

■問合せ	財政課財産管理係 TEL 72-1111(内線223)	■開催日	3月5日(木)
■開催日		■開始時間	①＝午後2時、②＝午後3時30分、③＝午後4時
■入札		■午後1時、開始＝午後1時30分	
■場所	市役所2階会議室	■その他	● 不動産の売買代金以外の必要経費として、売買契約書に貼付する収入印紙の代金と、所有権移転登記の登録免許税が必要となります。 ● 所有権移転登記は、市が行います。



選挙 市議会議員選挙立候補予定者説明会を開催

市議会議員選挙が、4月26日(日)に執行されます。この選挙に立候補を予定している方を対象に、次の日程で立候補に必要な手続き等について説明会を開催します。関係者の方はお集まりください。

■日時 2月21日(土) 午前9時30分～
■場所 市民会館 第1会議室
■持参するもの 筆記用具
■その他 立候補予定者1人につき来場者は2人以内、書類関係は1部とさせていただきます。
※枕崎市議会の議員定数を定める条例が改正され、今回の議員定数は「14人」となります。

問合せ／選挙管理委員会 TEL72-1111(内線310)

障害者手帳等の申請

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳があり、その障害の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)が平成25年4月に施行され、從来の障害福祉サービスの対象者である身体・知的・精神の方に難病等の方も加わりました。また、平成27年1月1日から、難病等の範囲が拡大される「障害福祉サービス」の対象となる疾病が、130疾病から151疾病になりました。り患していることがわかる証明書提出により、必要と認められたサービスを受けることができます。

主な障害福祉サービスは、下表のとおりです。サービスを受けるために障害者または障害児の保護者は、市に申請を行い、支給決定を受けた必要があります(原則、介護保険でサービスを受けられる場合)。サービスによっては、その必要性を明らかにするため、市が設置する審査会の審査及び判定に基づき、障害支援区分の度合いが高くなります。区分から6まであり、区分6は支援認定を受ける必要があります。障害支援区分には、区分1から6まであります。障害支援区分の度合いが高くなります。区分

障害福祉サービス等のご案内

成年後見人制度

障害等が理由で、判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、また、福祉サービスを利用するための手続き等を支援する制度です。身寄りがないなどの理由で、申立てをする方がいらない障害者等の方に対し、その後の適切な支援を行います。なお、障害者虐待に気付いた人には、市への通報義務があります。

主な障害福祉サービスは、下表のとおりです。サービスを受けるために障害者または障害児の保護者は、市に申請を行い、支給決定を受けた必要があります(原則、介護保険でサービスを受けられる場合)。サービスによっては、その必要性を明らかにするため、市が設置する審査会の審査及び判定に基づき、障害支援区分の度合いが高くなります。区分から6まであります。障害支援区分の度合いが高くなります。区分

主な障害福祉サービス

項目	内容
相談支援	福祉に関する問題または必要なサービス等の情報提供や助言を行う
訪問系サービス	自宅で入浴や排せつ等の身体介護や家事の支援を行う
	知的または精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の支援を行う
	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な支援を行う
日中活動系サービス	介護する方が病気などの場合に、施設に短期的に入所し、生活の支援を行う
	医療が必要な方で、病院等において機能訓練・看護・療養上の管理を行う
	常に介護が必要な方に、施設での介護や創作的活動などの機会を提供する
居住系サービス	一定の期間における身体機能や生活能力の訓練を行う
	就労の機会の提供や知識・能力の向上のための訓練を行う
	居住による宿泊型の訓練で、一定期間、生活能力向上の訓練を行う
障害児通所支援	施設入所支援
	共同生活援助
児童発達支援(未就学児)	児童発達支援(未就学児)
	放課後等デイサービス(就学児童・生徒)